

中央アジアの法制度の総括

遠藤 誠¹

I はじめに

筆者は、これまで、中央アジア各国の法制度の概要を紹介してきたが、本稿では、中央アジア各国の法制度を全体的に「総括」し、若干のコメントを述べてみたいと思う。

中央アジア各国の法制度は、もともと地域社会において存在した規範・慣習法等の上に、旧ソ連及びロシアを含む独立国家共同体（CIS）の法制度が及ぼした影響が大きい。このことから、中央アジア各国の法制度は、日本や欧米諸国とは異なる特徴的な内容を含んでいることも少なくないため、中央アジア各国の法制度を研究する意義は大きいと思われる。

II 他国の法制度の影響（法の継受）

1 旧ソ連法の影響・継受

旧ソ連の社会主義体制の法制度が中央アジア各国の法制度に及ぼした影響は極めて大きい。旧ソ連法の影響を受けた中央アジアの国としては、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンがある。これらの国の存在する地域では、帝政ロシアに征服される前は、イスラム法（シャリーア）と慣習法が適用されていた。これらの国がソ連の一部となった後は、ソビエト法が適用された。これらの国がソ連から独立し、新憲法が制定された後は、ソビエト法からの脱却と現代化が図られているが、独立国家共同体（CIS）における国際条約及びモデル法により、ロシア及びCIS構成国と類似した法制度が採用されることが多く、その結果、さまざまな点でロシア法が影響を及ぼしている。また、各国の法令及び行政機関の書類は各国の公用語だけでなくロシア語で作成される場合も多い。

2 法整備支援

近年、日本を含む諸外国及び国際機関等は、中央アジア各国に対し、「法整備支援」を積極的に行っている²。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 日本の法整備支援の詳細については、以下のウェブページを参照されたい。

① 法務省法務総合研究所国際協力部
https://www.moj.go.jp/housouken/houso_lta_lta.html

(1) 日本はウズベキスタンへの最大の援助国であるとともに、法整備支援も行ってきている³。しかし、日本のウズベキスタンへの投資・貿易は、欧米諸国に比べて多いとはいえず、「費用対効果」の観点から現状を包括的に評価し、支援と投資・貿易のしかるべきバランスを図るべきとの指摘⁴もある⁵。

(2) タジキスタンでは、最近、外国の法律専門家の支援を受けて、法整備が進められた。例えば、株式会社法、動産質権に関する法律、銀行活動法等については、コモン・ロー諸国の法律専門家の援助により策定された。また、民事訴訟法、経済訴訟法等については、ドイツ等の大陸法諸国の法律専門家の援助により策定された⁶。

Ⅲ 中央アジアで比較的多くの国にみられる特徴的な制度・運用

1 大統領の強大な権限及び権威主義体制

中央アジア各国の大統領は強大な権限を有しており、そのため、権威主義体制に陥りやすい傾向がある。権威主義体制を指向している国に対しては、日本政府からの援助・支援や日本企業による投資・貿易には、相当程度の慎重さが求められると思われる。

(1) ウズベキスタンの大統領は、国家元首であり、国軍最高司令官でもある。大統領は、①下院の承認を得た上で、首相及び閣僚を任命・解任すること、②憲法・法律を施行するため、政令、決議、条例を發布すること、③憲法裁判所の同意を得た上で、下院及び上院を解散すること等、多くの重要な権限を有する。

従来の憲法では、大統領の任期は5年であり、2期以上連続して大統領に就任することは

② 国際協力機構（JICA）

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/index.html>

³ https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_uzbekistan.html

⁴ 輪島実樹著「日本との経済関係 ODA 大国の存在感」（『中央アジアを知るための60章【第2版】』（明石書店、2010年）所収）296～301頁。

⁵ 日本では、長年にわたり大幅な財政赤字が続き、政府は巨額の債務残高を抱えている。今や普通国債残高は1,000兆円を超えて、なおも増加し続け、債務残高の対GDP比は約250%となっており、G7諸国の中でも突出している。このような極めて厳しい財政状況の下、日本から外国へのODAや法整備支援が具体的に何を目的としており、その目的を達成するために十分な成果をあげているのかについては、厳しく監視する必要があるだろう。日本の公費を投入する事業である以上、日本の国益（日本人・日本企業の利益を含む）にかなうものである必要があるのは当然である。「世界に貢献」、「国際協力」というお題目を唱えるだけでは、日本の納税者の理解は得られない。また、外国へのODAや法整備支援が、結果として、独裁体制や権威主義体制を援助・擁護することになっていないかという問題もある。さらにいえば、旧宗主国や国際機関ではなく、何故、「日本」が当該外国の当該法制度の法整備支援を行わなければならないのか、また、その法整備支援を行うのに「日本」が適任であるのか等についても、きちんとした検証を事前に行うべきである。日本の法制度及び運用は、世界的にとくに優れているわけではないし、グローバル・スタンダードでは決してないし、むしろ遅れている点や不当な点も多いことを認識すべきである。

⁶ <https://www.nyulawglobal.org/globalex/tajikistan1.html>

できないとされていた。そうすると、ミルジョーエフ大統領は、5 年の任期を 2 度務めた 2026 年に退任しなければならないはずであった。しかし、2023 年改正憲法により、大統領の任期は 7 年に延長され、任期のカウントはリセットされることとなった。これにより、ミルジョーエフ大統領は、2023 年改正憲法の下で、あらためて大統領選に出馬し、7 年の任期を 2 度務めて 2040 年まで大統領の職に就くことができることとなった。

(2) カザフスタンの大統領は、国家元首であり、国家の内政及び外交政策の主要な方向を決定し、国内及び国際関係においてカザフスタンを代表する最高位の地位にある。大統領は、①下院の承認を得た上で、首相及び大臣を任命・解任すること、②上院の同意を得た上で、憲法裁判所長官、国立銀行総裁、最高司法評議会議長、検事総長等を任命・解任すること、③国民投票の実施を決定すること、④法律等の憲法適合性について、憲法評議会に提訴すること、⑤国際条約に署名すること、⑥首相及び国会議長と協議した上で、非常事態宣言を発布すること、⑦戒厳令を布告すること、⑧大統領令及び決定を発布すること等、多くの重要な権限を有する。

従来の憲法では、大統領の任期は 5 年であり、2 期以上連続して大統領に就任することはできないとされていた。そうすると、トカエフ大統領は、5 年の任期を 2 度務めた 2024 年に退任しなければならないはずであった。しかし、2022 年改正憲法により、大統領の任期は 7 年に延長され（但し、再任は禁止）、任期のカウントはリセットされることとなった。トカエフ大統領は、2022 年改正憲法の下で、2024 年の次期大統領選を 2022 年に前倒しして再出馬し、大統領に当選したため、2029 年まで大統領の職に就くことができることとなった。

(3) キルギスの大統領は、国家元首であり、最高官吏であり、行政府の長である。大統領は、国家の内政及び外交政策の主要な方向を決定し、国内及び国際関係においてキルギスを代表する最高位の地位にある。大統領は、①内閣の機構及び構成を規定すること、②議会の同意を得て、内閣の長、その代理、その他の閣僚を任命すること、③内閣の長、その代理、閣僚の辞表を受理し、辞任を決定すること等、極めて広汎な各種の権限を有する。

大統領の任期は 5 年であり、2 期を超えて大統領に就任することはできない。大統領候補者は、国家全体の開発計画を提出し、3 万人以上の有権者の署名を集めて登録を受けなければならない。

2021 年に就任したジャパロフ大統領は、欧米諸国から、自らへの権力集中を進めている等と批判されている。

(4) タジキスタンの大統領は、国家元首であり、行政府の長であり、国軍の最高司令官である。大統領は、①内政及び外交政策の基本的方向性を決定すること、②国内及び国際関係においてタジキスタンを代表すること、③省庁及び国家委員会を新設・廃止すること、④議会の承認を得て、首相及びその他の政府構成員の任免を行うこと、⑤上院議員の 4 分の 1 を任命すること等、極めて広汎な各種の権限を有する。

タジキスタンは、1994 年から現在までの 30 年間、ラフモン大統領の施政下にある。タジ

キスタンの 2016 年改正憲法により、大統領の任期を 7 年とし、再任は 1 回のみとされたが、「平和と民族統合の創設者」であり「国家の指導者」であるラフモン大統領には、再任の回数の制限は適用されないものとされた。これにより、ラフモン大統領は、終身の間、大統領職にとどまることが可能となった。

また、大統領立候補者は、従来は「35 歳以上」と規定されていたが、2016 年改正憲法により、「30 歳以上」に引き下げられた。これは、ラフモン大統領の長男が次期大統領になるための布石であるといわれている。

このように、タジキスタンでは、最近、大統領への権力の集中、大統領の家族への「権力の半移行」⁷が図られているといわれている。

(5) トルクメニスタンの大統領は、最高権力者であり、国家と行政府の長であり、国軍の最高司令官である。大統領は、①憲法及び法律を執行すること、②対外政策の実施を指揮し、国際条約の交渉と調印を行い、トルクメニスタンの大使及び外交代表を任命及び召還し、外国の外交代表からの信任状及び召還状を受理すること、③大統領府を構成すること、④国軍の最高司令官として、総動員又は部分動員等の命令を下し、軍事教義を承認し、軍隊最高司令部を任免すること、⑤国家安全保障評議会を構成し、その長を務めること等、極めて広汎な各種の権限を有する。また、大統領とその家族の養育、維持、保護は国費で賄われる。大統領は、国民の直接選挙によって選出される。大統領の任期は 7 年である。

トルクメニスタンの独立以来、長期政権を続けていたニヤゾフ大統領は、2006 年に死去した。その後、グルバングル・ベルディムハメドフ大統領による長期政権が続いていたが、2022 年に、同大統領の長男（セルダル・ベルディムハメドフ氏）が大統領に就任した。トルクメニスタンは、独立以来、個人崇拜の傾向が強い独裁体制が続いていることから⁸、「中央アジアの北朝鮮」と呼ばれることもある⁹。

トルクメニスタンの 2023 年改正憲法は、議会の二院制を一院制に戻すとともに、従来は議会の一院であった人民評議会を「国の最高機関」と位置づけた。そして、グルバングル・ベルディムハメドフ氏が、長男であるセルダル・ベルディムハメドフ氏に大統領職を継承させるとともに、自身は人民評議会議長に就任した。また、2023 年憲法改正の際、憲法的法律である「トルクメン人の国家指導者について」及び「トルクメニスタン人民評議会について」が公布・施行され、グルバングル・ベルディムハメドフ氏は「トルクメニスタンの英雄」、「人民名誉長老」、「国の庇護者」、「国の指導者」であることが明確化された。これらにより、大統領職の世襲が実現するとともに、父と息子による国家権力掌握が万全なものとなった。憲法の文言上は、「民主主義」、「永世中立」、「国民主権」、「三権分立」、「法の支配」等が規定されているが、実際には、上述のとおり、個人崇拜の傾向が強い独裁体制となっている。

⁷ 詳しくは、『中央アジア諸国の政治・経済情勢』（一般社団法人ロシア NIS 貿易会・ロシア NIS 経済研究所、2020 年）95～99 頁。

⁸ 具体的な例としては、第二代のグルバングル・ベルディムハメドフ大統領は、白い色を好んだことから、大統領宮殿及び政府庁舎等が白い色で統一されたこと等が挙げられる。

⁹ <https://www.tokyo-np.co.jp/article/100079>

トルクメニスタンでは、人権保障のレベルは極めて低いと評価されている。例えば、「Freedom House」による 2024 年の調査結果¹⁰によると、トルクメニスタンにおける政治的権利は 40 点満点中 0 点で、市民的自由は 60 点満点中 2 点であった。しかも、総評として、「トルクメニスタンは、政治的権利や市民的自由が事実上ほぼ完全に否定されている抑圧的な権威主義国家である。選挙は厳しく管理されており、大統領とその支持者たちのほぼ満場一致の勝利が保証されている。経済は国家によって支配され、汚職は組織的であり、宗教団体は迫害され、政治的反対意見は許容されない。」と指摘されている。

また、「国境なき記者団」による 2024 年の調査結果¹¹によると、トルクメニスタンの「報道の自由度」ランキングは、180 か国中 175 位であった。さらに、「政府は、新聞、ラジオ、テレビ、インターネットを厳しく管理している。市民はウェブ上の世界中の情報源にアクセスできず、VPN を使用しようとするすると罰金が科せられるリスクがある。主要メディアは、単に政府のプロパガンダを垂れ流すだけである。独立系メディアや反体制派メディアは、海外で活動している。」「すべてのメディアは、政府の方針を広め、トルクメニスタンの肯定的なイメージを提示することが求められている。大統領や他の役人に対する批判は禁止されている。ルールに逆らおうとしたジャーナリストは、起訴され、投獄され、拷問され、さらには殺害された。」「法律で検閲が禁止されているにもかかわらず、全ての出版物は政府によって管理されており、印刷前に特別な許可を得ている。新しいメディアは定期的にブロックされている。ジャーナリストが当局が気に入らない情報を公表すると、当局は躊躇なく彼らに対し刑事告発を仕立て上げる。」等と指摘されている。

2 汚職の蔓延

中央アジア各国において、従前から、汚職は、深刻な社会問題とされてきた。各国ごとに汚職防止のための方策が採られてきており、一部に改善傾向がみられるものの、依然として、汚職の根絶には程遠い状況にある。

(1) ウズベキスタンでの汚職対策の動きは、2016 年にミルジョーエフ政権が成立してから本格的に推進されるようになった。具体的には、2017 年 1 月に制定・施行された「汚職との闘争に関する法律」(以下「汚職対策法」という)に基づき、汚職防止対策計画(2017～2018 年)が策定され、総検察庁、国家安全保障庁、内務省、法務省等の約 50 の関係省庁の長官を委員とする汚職対策共同委員会が設置された。刑法の規定によると、収賄罪の刑罰は、賄賂の財産的価値に応じてランク付けされており、①最低賃金の 300 倍未満である場合は、最低賃金の 50～100 倍の罰金、2～5 年の身分拘束処分、又は 5 年以下の懲役、②最低賃金の 300 倍以上 500 倍未満である場合は、5 年以上 10 年以下の懲役、③最低賃金の 500 倍以上である場合は、10 年以上 15 年以下の懲役が科される。また、贈賄罪、贈収賄幹

¹⁰ <https://freedomhouse.org/country/turkmenistan/freedom-world/2024>

¹¹ <https://rsf.org/en/country/turkmenistan>

旋罪の刑罰も、上記の収賄罪と同様である¹²。

実際、ウズベキスタンへの政府開発援助（ODA）に関して、日本企業の汚職事件が発生したことがある。即ち、2012 年から 2014 年にかけて、日本交通技術株式会社が、ウズベキスタン、ベトナム及びインドネシアで、ODA 事業を受注した見返りとして、これら 3 か国の公務員にリベートを支払っていたことが、東京国税局の税務調査により判明した。ウズベキスタンのケースでは、同社は、ウズベキスタン南部の鉄道路線の電化に関する JICA の円借款案件において、ウズベキスタン鉄道公社の関係者に対し、約 70 万米ドルを支払う等した。同社の元役員ら 3 名が、日本の不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）の罪で起訴され、2015 年 2 月 4 日、東京地方裁判所は、上記 3 名に対し懲役 2～3 年（執行猶予 3～4 年）、同社に対し罰金 9000 万円の有罪判決を言い渡した。当該事件を契機として、日本政府とウズベキスタン政府との間で協議が行われ、ウズベキスタンへの ODA 事業における汚職行為の再発防止策¹³が定められた¹⁴。

なお、汚職問題に取り組む国際非政府組織である「トランスペアレンシー・インターナショナル」（Transparency International）が公表した情報によると、ウズベキスタンの 2015 年における腐敗指数は、世界 180 か国中 153 位であったが、2023 年は 121 位まで上がっている¹⁵。

（2）カザフスタンの刑法¹⁶の規定（366 条～368 条）によると、収賄罪・贈賄罪・斡旋贈収賄罪の刑罰は、賄賂の財産的価値その他の事情（脅迫性、計画性、常習性、集団性）に応じてランク付けされている。例えば、単純収賄罪についていえば、公務員等が、その職務に関して、自らまたは仲介者を通じて、金銭、有価証券、その他の財産・利益の形で賄賂を受領した場合、賄賂の額の 20 倍から 50 倍の額の罰金、又は 5 年以下の拘禁刑、財産の没収、特定の地位・活動に関する権利の終身剥奪の刑に処される（366 条 1 項）。

従前、カザフスタンでは、国家公務員に対し、職務とは関連が無い、一定額以下の通常の贈答を行うことは、可能であった。しかし、2020 年に改正された汚職防止法等によると、国家公務員に対して、贈与者の利益のための作為又は不作為に関して贈与することが、「絶対的」に禁止された。これにより、一定額以下の通常の贈答さえも禁止されたため、ケーキ、飲み物、メモ帳等の通常の贈答はもはや認められないこととなった。また、改正法によると、国家公務員又はその家族が知らずに受け取った贈答品は、国有財産を管理する権限のある機関に、無償で引き渡さなければならないこととなった¹⁷。

¹² ヤラシェフ・ノディルベック著「新政権下のウズベキスタン：市場開放に向けられた法改正の最新動向（5）～腐敗防止法の立法化と汚職対策の強化～」(『JCA ジャーナル 第 65 巻第 6 号』(日本商事仲裁協会、2018 年) 31～33 頁。

¹³ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001142.html

¹⁴ 前掲「新政権下のウズベキスタン：市場開放に向けられた法改正の最新動向（5）～腐敗防止法の立法化と汚職対策の強化～」35～36 頁。

¹⁵ <https://www.transparency.org/en/countries/uzbekistan>

¹⁶ <https://adilet.zan.kz/eng/docs/K1400000226>

¹⁷ <https://www.kinstellar.com/news-and-insights/detail/1257/new-restrictions-for-state->

なお、「Transparency International」が公表した情報によると、カザフスタンの 2013 年における腐敗指数は 26 点であったが 2023 年には 39 点に上昇し、世界 180 か国中 93 位まで上がっている¹⁸。

(3) タジキスタンの刑法¹⁹の規定によると、公務員が、賄賂の供与者またはその代理人の利益のために特定の行為を行うことまたは行わないことの見返りとして、金銭、証券、その他の財産または財産上の利益を、自らまたは仲介者を通じて収受した場合、罰金、5 年以下の拘禁刑、または最長 3 年の特定の役職への就任及び特定の活動への従事の禁止に処される。また、贈賄罪や、それらの加重類型も規定されている (319～324 条)。

タジキスタンでの汚職対策は、「国家財政管理・汚職対策庁」が設置されてから本格的に推進されるようになった。「国家財政管理・汚職対策庁」は、2008 年「国家財政管理・汚職対策庁法」(以下「汚職対策法」という)²⁰に基づき、①汚職撲滅のための国家政策の実施、②国家権力の全ての部門、地方当局、集落・村落の自治組織、公共団体、政党、信用組織、企業、機関、その他組織における汚職との闘いの実施、③汚職リスクの分析手順・方法・手法の決定・実施、④汚職犯罪、汚職の性質を持つ経済犯罪、租税関連犯罪の予防、防止、摘発、抑制、解決、およびこれらの犯罪の犯罪者捜索のための作戦および捜索活動の実施等を職責とする国家機関である。

但し、タジキスタンにおける汚職対策の実施は、政治的な動機によるものであり、公務員の汚職対策としては概して効果的ではないとの指摘がある。また、2016 年の刑法改正により、贈収賄関連の犯罪で有罪判決を受けた個人は、罰金の支払い(拘禁刑の日数に、1 日あたり約 25 ドルを乗じた金額)と引き換えに、拘禁刑を回避できるようになった²¹。

なお、「Transparency International」が公表した情報によると、タジキスタンの 2023 年における腐敗指数は、180 か国中 162 位である²²。

(4) トルクメニスタンにおいては、汚職は、あらゆる政府部門及びあらゆる地域に蔓延しており、投資と事業開発の障害となっている。具体的には、交通警察、税関、国境警備、出入国管理局、運転免許試験官、学校、大学、病院の職員、国営商品取引所の職員、公共調達や入札に関わる職員等の政府職員が賄賂を要求することが多いといわれている²³。

トルクメニスタンでは汚職が蔓延しているが、汚職対策を専門とする独立機関は存在しない。内務省(警察を含む)、国家安全保障省、検察庁が汚職対策を担当するが、汚職対策は、裕福な政府高官や実業家から賄賂をゆすり取るために利用されている。また、汚職に対

[officials-in-kazakhstan-imposed-by-amendments-to-anti-corruption-legislation](#)

¹⁸ <https://www.transparency.org/en/countries/kazakhstan>

¹⁹

https://bwimplementation.org/sites/default/files/resource/TJ_Criminal%20Code%20of%20Rep%20of%20Tajikistan_EN.pdf

²⁰ <https://www.fao.org/faolex/results/details/ru/c/LEX-FAOC203051/>

²¹ <https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/tajikistan/>

²² <https://www.transparency.org/en/cpi/2023/index/tjk>

²³ <https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/turkmenistan/>

する取り締まりは、通常、選別的であり、支配エリート内の対立に関連している²⁴。

2014 年「汚職対策法」は、政府職員が外国、国際組織、政党から、賄賂を受け取することを禁止し、また、外国の事業体の費用で、政府職員が出張することについても厳しく制限している。しかし、汚職対策を担当する特別の政府機関や、独立した汚職監視機関はなく、汚職の監視や調査を行う NGO もない。2014 年「汚職対策法」は、実際には機能しておらず、汚職は依然として横行している²⁵。

なお、「Transparency International」が公表した情報によると、トルクメニスタンの 2023 年における腐敗指数は 18 点で、180 か国中 170 位である²⁶。

3 独立国家共同体（CIS）のモデル民法典の影響と乖離

中央アジア各国の民法典は、旧ソ連を構成していた主な共和国が参加して策定された独立国家共同体（CIS）のモデル民法典を参考にしたものであり、多くの点で、ロシア民法典と共通していた。とはいえ、近時、中央アジア各国では、民法典の改正が進み、また、多くの特別法が制定されるに従い、モデル民法典との乖離が進んでいる。

（1）ウズベキスタン民法典は、1997 年 3 月 1 日に施行された。ウズベキスタン民法典は、モデル民法典を参考にしたものであり、多くの点で、ロシア民法典と共通している²⁷。例えば、ウズベキスタン民法典は、他の法律に含まれる民事法の規定よりも、優先して適用される（民法典優位の原則）ものとされている。また、ウズベキスタン民法典は、実体法上の消滅時効制度を採用せず、出訴期限（通常の場合は 3 年間）を規定している。さらに、ウズベキスタン民法典では、抵当権、質権、権利担保権といった「担保権」については、「第 3 編 債務法」の中に規定が置かれている。

（2）カザフスタン民法典は、モデル民法典を参考に策定されたが、大きく、「一般部分」（第 1 条～第 405 条）と「特別部分」（第 406 条～第 1124 条）に分かれている。「一般部分」は、1995 年 3 月 1 日に施行され、「特別部分」は、1999 年 7 月 1 日に施行された。いずれも、多くの改正を経ており、現行法となっている²⁸。

（3）タジキスタンの 1999 年民法典は、モデル民法典を参考に策定された。しかし、その後、新たに、2022 年民法典²⁹が 2023 年 7 月 1 日に施行された。2022 年民法典は、「第 1 部 総則」、「第 2 部 債務」、「第 3 部 相続」、「第 4 部 国際私法」という 4 つの部分から構成されている。2022 年民法典は、財産および非財産上の個人間の関係、知的財産権およびその他の財産権、企業関係、契約上の義務およびその他の義務の行使手続に関する規定を含

²⁴ <https://freedomhouse.org/country/turkmenistan/freedom-world/2024>

²⁵ <https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/turkmenistan/>

²⁶ <https://www.transparency.org/en/cpi/2023/index/tkm>

²⁷ 伊藤知義著「ウズベキスタンにおける民法典の位置付け」（『比較法研究 66』（比較法学会、2005 年）所収）260 頁。

²⁸ <http://doingbusiness.kz/en/news/37-kazakhstan-legal-system>

²⁹ <https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=146565>

んでおり、特に土地管理に関しては、土地登記手続を簡素化している³⁰。タジキスタンには、民法典のほかに、土地法典、土地改革法、財産法、不動産登記法等の特別法もある。

IV 中央アジアの一部の国にみられる特徴的な制度・運用

1 最高裁判所による解釈指針の発布

ウズベキスタンでは、判例は法源ではないが、最高裁判所の総会決定が、実質的に、法の解釈指針を示す注釈のような役割を果たしている。また、ウズベキスタンでは、顕著な成文法主義が採られ、裁判官の自由な法解釈（裁判官による法形成）は禁止されている³¹。タジキスタンでも、判例は法源ではないが、最高裁判所及び高等経済裁判所は、裁判実務の統一基準及び法律の正しい適用を確保するため、指導的解釈を発布することができるものとされている³²。これらは、ロシア連邦の最高裁判所の総会決定、中国の最高人民法院の司法解釈と同様のものといえよう。

2 誘拐結婚の禁止

キルギスでは、現在でも、「誘拐結婚」（キルギスでは「アラ・カチュー」と呼ばれる。「奪って逃げる」の意）が行われている。「誘拐結婚」とは、結婚することを目的として女性を誘拐する行為である。誘拐結婚は、①男性が女性を誘拐し、両親や親戚の家に連れ込む行為、②女性が結婚式用のスカーフを着用させられる行為、③女性が家族に手紙を書き、結婚の意思を家族に伝える行為、④女性の家族が正式に結婚を認める行為という4つのステップを経る。女性が結婚を拒み、女性の家族が救出に来ることで結婚を免れるケースも稀に存在するという。キルギスの既婚女性の約35～45%が、自らの意思に反して誘拐結婚させられていたと推定されている。キルギスで誘拐結婚が犯罪として起訴されることが少ない理由としては、被害女性が、心理的圧力・報復・社会的恥に対するおそれから、警察に通報することが滅多にないこと等が指摘されている。そして、誘拐結婚させられた女性は、キルギス社会の中で生きていくために、誘拐結婚を受け入れるという選択をすることによって、少しでも自分の人生を生きようとしてきたとの見方も唱えられている³³。

³⁰ <https://www.ecolex.org/details/legislation/civil-code-of-the-republic-of-tajikistan-lex-faoc219741/>

³¹ 黒木宏太著「ウズベキスタン第1回本邦研修（オンライン）－契約法、法の解釈について－」（『ICD NEWS 第88号』（法務省法務総合研究所国際協力部、2021年）所収）187・189頁。

<https://www.moj.go.jp/content/001356741.pdf>

³² https://www.icj.org/wp-content/uploads/2020/12/Neither-Check-nor-Balance_Tajikistan_MR_ENG.pdf

³³ 榎戸栞・佐々木綾子著「ジェンダー規範から見るキルギスの『誘拐結婚』」（『千葉大学国際教養学研究 7号』（千葉大学国際教養学部、2023年）所収）44～53頁。

<https://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/900121515/S24326291-7-P041.pdf>

しかし、誘拐結婚は、キルギスの伝統でも何でもなく、明らかに女性の人権を踏みにじる行為であり、いかなる説明によっても正当化することはできない。

キルギスでは、1920年代以降、「慣習の犯罪」を禁止するさまざまな法律が制定されてきた。ソビエト連邦の統治下では、誘拐結婚、一夫多妻制、児童結婚等が禁止されていたし、キルギスの伝統的慣習法及びイスラム法のシャリーアでも、誘拐結婚は禁止されていた。遊牧民族であったキルギス人の伝統的な結婚は、部族内や部族間で親が取り決める結婚が多く行われていた。女性を無理やり誘拐して結婚する行為は、部族内や部族間で深刻な対立を生むことから、一般的な結婚方法とはなり得なかった。キルギスで「誘拐結婚」が行われるようになったのは、ソ連が崩壊した1991年以降であるといわれている³⁴。キルギス憲法には、「家庭は、法律によって規定された婚姻年齢に達した男性と女性間の自発的な結合と、両者の間での婚姻登録を基盤に形成される。いかなる婚姻も婚姻を行う者の相互の合意なしに締結され得ない。」という規定がある（26条1項）。また、キルギス刑法では、女性に意思に反して結婚するために女性を誘拐した者は、5年以下の懲役や罰金に処されるもの（154条、155条）とされていたが、2013年改正により厳罰化が図られ、17歳未満の女性に対する結婚目的誘拐は7～10年の懲役、17歳以上の女性に対する結婚目的誘拐は5～7年の懲役というように、法定刑が引き上げられた³⁵。キルギスから誘拐結婚が根絶される日が来ることを期待したい。

3 外国から資金提供を受けている非営利団体等への規制

2024年4月、キルギスで、外国から資金提供を受けている非営利団体及び非政府組織を対象とする法律が施行された。同法は、国内の非営利団体及び非政府組織の管理を強化し、「外国代表」として登録することを義務付け、全ての資料を「外国代表の職務を遂行する非営利団体・非政府組織によって作成・配布・送付された」と表示することを義務付けるものである。また、同法は、外国から資金提供を受けている非営利団体及び非政府組織に対し、報告義務、財務監査、その他の検査を義務付け、違反した場合には活動停止・解散が命じられる可能性がある。同法は、ロシアの2012年「外国代理人法」に倣って制定されたものであるが、ロシアでは、多くのNGOが、厳しい弾圧を受け、活動を停止させられ、国外逃亡を余儀なくされた。これらのことから、多くの欧米諸国や人権団体等から、同法に対する強い懸念が示され、同法の再検討・撤回が要求されている³⁶。但し、同様の法律は、ロシア及びキルギスだけでなく、米国、中国、インド、メキシコ、イスラエル、ハンガリー、ジンバブエ等、世界60か国以上で制定されているといわれている。最近では、ジョージアでも、同様の法律が制定された。

³⁴ 前掲「ジェンダー規範から見るキルギスの『誘拐結婚』」44～45頁。

³⁵ 前掲「ジェンダー規範から見るキルギスの『誘拐結婚』」57頁。

³⁶ <https://reliefweb.int/report/kyrgyzstan/kyrgyzstan-civil-society-under-threat-president-japarov-signs-repressive-foreign-representatives-law-enru>

V おわりに

「世界の法制度」の執筆の原動力となったのは、一言で言えば、「好奇心」であるが、予想外の効果もあった。それは、外国の法制度を調べることによって、日本の法制度を異なる視点から客観的に見つめ直すことができ、筆者自身、非常に勉強になったということである。

中央アジア諸国の法制度は、現在も大きく変化し続けているため、今後の動向には、引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.52 No.12』（国際商事法研究所、2024 年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第 13 回 総括（1）」）、『国際商事法務 Vol.53 No.1』（国際商事法研究所、2025 年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第 14 回 総括（2）」）、『国際商事法務 Vol.53 No.2』（国際商事法研究所、2025 年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第 15 回 総括（3）」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。